

# 大学と地域の学校の連携による教育実習生の 配置システムに関する一考察

嘉 納 英 明\*

## Research on Placement Mechanism of Trainees for Teaching Profession

KANO Hideaki

### 要 旨

中教審答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（平成18年）は、母校における教育実習の意義を認めつつもその運用については改善策と柔軟な対応を求めている。名桜大学は、大学と地域の学校との連携による教育実習生の配置システムを確立し、近郊の学校と母校への学生配置を採用している。その際、学生の希望（校）と実習校の受け入れ人数の調整が鍵となっている。

キーワード：教育実習 母校実習 教職課程委員会 教育実習生の配置

### 1. 教育実習のあり方をめぐる問題

大学の教育実習は、その実施方法と内容において常に議論されている。教育実習は、教員免許を取得する上で、最も重要な位置を占め、教職履修生の関心も高い。教育実習は、初年次からの教職科目の履修の延長線上にあって、四年制大学であれば、ほぼ最終年次の前期に実施され、後期は、教職実践演習で総括される。教育実習は、「学校現場での教育実践を通じて、学生自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会（文科省）」でもあり、大学で学んだ理論を学校現場で実践的に検証し、理論と実践の往還的な意味も併せ持つものである。また、実習校における学生の評価は、大学における学生指導の質そのものを問われることでもあり、当該大学の教職課程が外部（実習校）から評価されているともいえる。そのため、大学によっては、教育実習生の質保証の担保のため、実習生の配置前に教職科目の履修状況を確認した

\* 公立大学法人 名桜大学国際学群教授

り、一定のGPAの基準や各種検定の取得の義務付けを行ったりしている。実習予定者への面談や大学独自の基礎学力試験を課す大学もある。これらの取り組みは、実習生の資質を大学側が事前にスクーリングをして、実習校における実習生過多という「実習公害」の弊害を避ける大学側の努力ともいえる。ただ、実際の所、実習を終えた学生が教採を受け、正規教員を目指すとは限らない。昨今の教職をめぐる状況をみると、教師の長時間勤務や保護者からの要望、いじめ対応等をめぐる問題が表面化し、これらは、若い学生を遠ざける要因になっている。また、近年の国内の景気は好調であり、民間の採用条件や処遇も手厚くなっていることや民間採用も早まったこともあって、全国的に教員採用試験の倍率も下がりつつある。

さて、教育実習のあり方とかかわって、土屋基規は、最近の著書の中で、「一般大学・学部の教育実習で、重要な問題の一つは、教育実習の決定のしかた、受け入れ校の問題である」と指摘し、国大協調査報告書『大学における教員養成——一般大学・学部と大学院の現状と問題点』1980年をあらためて紹介している。土屋は、「出身校実習の功罪は一律に論じ難い点があるが、出身校での教育実習の受け入れ数の制限や、実施時期がさまざまであること、実習生の各地への分散による大学側の訪問指導の限界など、現実にはさまざまな困難が生じている<sup>(1)</sup>（下線筆者）」としている。土屋のこの3つの指摘は、教育実習をめぐる問題の中でも特に核心を突く指摘である。とりわけ、出身校実習（以下「母校実習」とする）については、中教審答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（平成18年7月、以下「18年答申」と略）が出されたことで、各大学は、教育実習のあり方について議論を重ねてきている。

小稿は、18年答申以降、教育実習生の配置とかかわって、母校実習の見直しを含む実習生配置システムを議論してきた沖縄県の名桜大学の事例を紹介しながら、同システム導入後の運営上の課題を整理することを目的にしている。

## 2. 母校実習の見直しと教育実習生の配置

18年答申の「教職課程の質的水準の向上」では、教育実習の改善・充実について、次のように述べている。少し長いが引用する。

一般大学・学部については、できるだけ同一都道府県内をはじめとする近隣の学校において実習を行うこととし、いわゆる母校実習については、大学側の対応や評価の客観性の確保等の点で課題も指摘されることから、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当である。一方、学生が自らが教職に就くことを希望する出身地の学校で教育実習を行うことは、早い段階から地域の教育等を知る上で意義があることから、このような積極的な理由から、母校をはじめとする出身地の学校で実習を行う場合については、柔軟に対応することが適当である。ただし、このような場合でも、大学と実習校とが遠隔教育的な方法を工夫して連携指導を行うなど、大学が教育実習に関わる体制を構築するとともに、実習校側も適切な評価に努めることが必要である。（下線は筆者）

答申は、母校実習における大学側の対応や評価の点で課題があることを指摘し、母校における教育実習の意義を認めつつもその運用については改善策と柔軟な対応を採用することを提言している。八尾坂修は、同答申の趣旨と同様な内容を繰り返し述べ、母校実習を採用している大学に対しての改善を求めている<sup>(2)</sup>。

実習校の選定にあたって、依然として、大学として実習校の確保を全く行わず、母校実習を原則としているような大学もある。母校実習については、18年答申で、大学側の対応や評価の客観性の確保等の点で課題も指摘されることから、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当であると提言され、教育職員免許法施行規則22条の5においても、教育実習等の円滑な実施について規定している。このため、大学による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、可能な限り大学が所在する近隣において実習先を確保し、学生が出身地の学校への就職を希望する等により、遠隔地における教育実習を行う場合においても、大学が、実習先の学校と連携し教育実習に関わる体制を構築するとともに、公正な評価となるように努める必要がある。

18年答申以降、全国的に教育実習生の配置について議論され、母校実習が全面的に見直された自治体も生まれた。例えば、東京都内で教育実習を希望する場合、学校を管轄する教育委員会に申請し、教育委員会が実習生を学校に配置する等である。また、第一工業大学（鹿児島県）は、系列校と近隣の中高校と連携しつつ教育実習生を配置し、母校実習は補完的に位置付けている。同大学の実習生は毎年10名前後であるため、実習生配置には特に支障はない、という<sup>(3)</sup>。

筆者は、かかる母校実習見直しの議論を背景に、所属大学の学内議論を経て、地域の学校との協力により教育実習生を配置するシステムを構築した<sup>(4)</sup>。この実習生配置システムは、母校配置と大学近郊の学校への実習生配置を採用している。これは、学校現場と大学との共同による学生指導を期待してのものである。大学と地域の学校が協働的に教育実習生の資質向上を図ることは望ましいことであり、両者の関係性をより密接なものにしていくものと期待される。なお、名桜大学の教育実習生の配置システムの構築の際、2013年度の「名桜大学と北部11市町村教育委員会の連携に関する協定書（2013年5月調印）」の（連携内容）第3条(8)の「学校における教育実習生の受け入れに関すること」を根拠とした（後掲、資料）。同協定書は、大学と学校・教育委員会との連携内容を規定し、教育実習生の受け入れについても定めている。

学内の教職課程委員会の議論を経て整理された名桜大学の教育実習生の配置方針は、①小中学校の実習生配置については、沖縄本島出身者は母校に配置し、離島及び県外出身者は、名桜大学所在地の名護市及び近郊の町村の学校と調整し配置する。その際、当該学校と直接、受け入れ人数等について調整する、②高等学校での教育実習を希望する者については、北部地区の県立学校（7校／辺土名高等学校、北山高等学校、本部高等学校、名護高等学校、宜

野座高等学校、北部農林高等学校、名護商工高等学校) に実習を依頼し、調整を行うこととした。以上の基本方針をふまえ、毎年度、実習生の受け入れ人数等について学校側と事前調整を行い、北部地区の校長会においても、教育実習生の配置についての説明を行った。

大学と地域の学校の協力と連携による教育実習生の配置システムは、2014年度から始まり、2019年度は、この配置システムを採用して6年目を迎える。なお、教育実習生の配置に関しては、名桜大学の教員養成支援センターの所管である。以下、同センターからの資料提供と職員への聞き取りをもとに、教育実習生の配置システムの手続き及び実習生配置をめぐる諸問題を検討する。

### 3. 教育実習生の配置システムの手続き

名桜大学は、中高の英語と保健体育、高校の情報と商業、養護教諭の教職課程を有している。図1は、教員免許状取得者数の推移であり、これをみると、中学校と高校の保健体育、中学校と高校の英語の免許状取得者が多く、次いで、養護教諭の免許状、高校の情報と商業となっている。名桜大学では、中高の免許状取得希望者は、中学校に配置される。中学校で教育実習を実施すると、高校の教員免許状がとれる仕組みとなっている。そのため、中学校希望の教育実習生が増え、毎年、実習校との受け入れ数の調整が、特に、必要である。

さて、本節では、主に、教育実習の配置決定とその手続きについて概説する(次頁の表1参照)。名桜大学は、教育実習の申請の主な要件として、漢字検定の取得や一定の成績維持を実習希望者に求め、これをクリアできない者は、在学中の教育実習は認めないことになっている。その場合、あらためて実習を希望すれば、卒業後、科目等履修を利用しての教職科目の履修継続となる。このように、名桜大学は教育実習に送り出すために一定の基準を設け、基礎的な学力を有している者を実習生として送り出すという、いわば、実習生としての質的な保証を整えている。

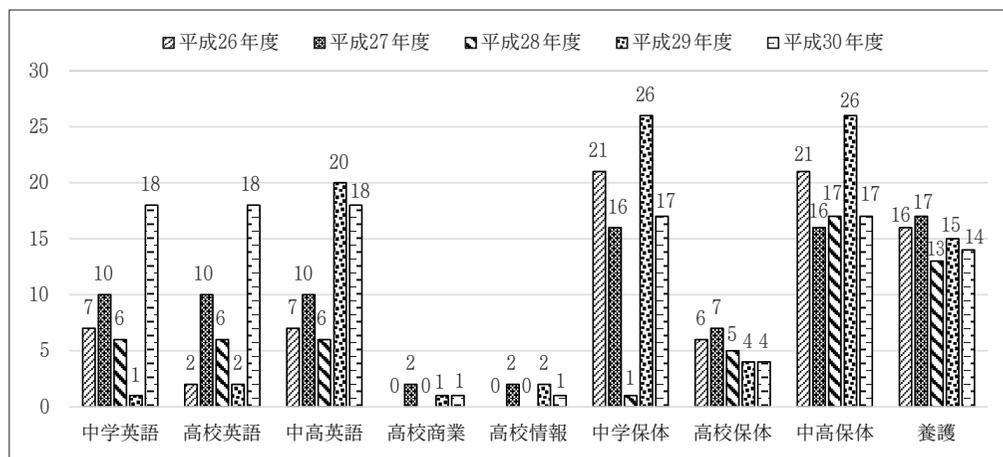


図1. 教員免許状取得者数の推移 (2019年6月調べ)

表1. 教育実習決定までの流れ

	教育実習に関する学内業務等	教員養成支援センター業務
5月		次年度教育実習希望者説明会について（通知）、学内掲示板、LINE等を活用して学生へ通知
6月	学生向けの次年度教育実習・養護実習希望者説明会	各教科別の希望調査票の作成、準備、管理
7月		沖縄本島北部地区の中小高へ次年度教育実習・養護実習生受け入れ調査の実施
8月		各学校の教育実習・養護実習生の受け入れ人数調査の集計、管理
9月	次年度教育実習・養護実習選考会（教職課程委員会）	学生の選考資料（校種、教科、GPA、各種検定、教職科目、教科科目等）の作成
10月	実習決定者の通知	学生の実習先配置を教職課程委員（教員）へ依頼、実習予定校（中学校）へ最終受け入れ依頼の連絡
11月	教育実習配置説明会	実習予定校（高校）へ最終受け入れ依頼の連絡、配置発表後、学生は、実習予定校へ事前訪問、内諾依頼文の発送
2月		各教育委員会へ承諾書を送付、実習予定校へ教育実習・養護実習の受け入れについて（依頼と承諾書）

一定の基準を通過した3年次の学生は、教員養成支援センター主催の次年度教育実習・養護実習希望者説明会（6月）のあと、各教科別の希望調査票を同センターに提出する。希望調査票は、教職科目の履修状況、学習支援ボランティアの有無、教科と希望校、交通手段を尋ねている。センターは、学生の希望調査票をとりまとめながら、沖縄本島北部地区の中小高へ次年度教育実習・養護実習生受け入れ調査を実施し、具体的には、各学校の教育実習・養護実習生の受け入れ人数調査の集計を行う。これは、学生の実習希望校とのすり合わせのためには、不可欠な基礎データである。センター職員は、これと関わって次のように述べている（2019年6月14日、於：名桜大学教員養成支援センター）。

学校側の実習生の受入れ人数については、こちらの実習希望者数とほぼ一緒ぐらいですね。おおよそ、受け入れてもらえます。「名桜大学の実習生の件ですね」みたいな。ただ、クラス減の学校や「昨年度、実習生を引き受けたので、今年は遠慮させて下さい」、という回答もありますね。「次年度は、本務ではなくて臨時教諭が来る予定なので、実習生の受入れはできません」ということもあります。

センターは、学生の希望校種、教科、GPA、各種検定、教職科目、教科科目等を取りまとめ、9月の教職課程委員会に提出する。教職課程委員会では、次年度の教育実習・養護実習の選考を行い、実習決定者の通知を出すとともに、学生の実習先配置を教職課程委員の教員に依頼する。つまり、実習の受け入れ可能な学校へ実習生を配置するのは、教職課程委員の教員である。その後、センターは、実習予定校へ最終受け入れ依頼の連絡を行う。11月には、セ

ンター主催の教育実習配置説明会を開催し、実習予定の学生は、実習予定校へ事前訪問を行い、センターは、内諾依頼文の発送の業務を行っている。その後、センターは、教育委員会へ教育実習に関わる承諾書を送付し、実習予定校へ教育実習・養護実習の受け入れについての正式な依頼と承諾書を郵送している。こうした一連の業務を経て、学生は、新年度からの教育実習に望むのである。

なお、実習予定者は、受け入れ校の一覧から第二希望までを記してセンターに提出し、教職課程委員の教員と調整して確定する。学生の希望校は、交通の便が良い、市街地の学校に集中する。センター職員は、次のように述べている。

学生の希望校、基本、名護市内の近場の学校に集まりますね。特定の学校に集中しますね。それで、教職課程の先生方は、学生と面談したりして、調整します。交通手段を持っているかということも判断材料のひとつですね。

以上の教育実習決定までの流れをみると、学生の希望と実習校の受け入れの調整が鍵であり、センター職員と教職課程の教員の調整力が求められている。ちなみに、実習校には、大学からの実習に関わる経費(謝金等)の支給がない中でのボランティア的な実習生指導となっている。

#### 4. 実習生配置をめぐる諸課題

名桜大学の教員養成支援センターは、教職を担当している教員のセンター長と副センター長、職員2名が配置されている。センター長及び副センター長は、大学の教職課程を運営し、毎月の教職課程委員会を主宰している。センターの日常的な業務は、2人の職員が担い、教育実習の配置の業務を担っている。センター職員は、学生の教育実習の要件として、選考資料の作成に関わるが、特に学生の関心事であるGPAの集計には、慎重を期しているという。

大学入学後のGPAによって、教育実習が行けるか、行けないかが決まるので、かなり慎重に計算もしますし、繰り返し、チェックしますね。ダブルチェックは、当たり前で。もう一人の職員とも一緒にチェックします。学生の人生がかかっているのですから。実習の他の要件は、例えば、漢字検定を取得したのか、英語検定は取得したのか、とかは、はっきり分かりますが、GPAの集計は手作業でするものですから。

ダブルチェックを経ての学生のGPA算出であり、実習に漏れた学生にも対応する。漏れた学生には、卒業後の科目等履修についての情報を提供し、これの手続きをするのかどうかは学生の判断に任せている。

ところで、教育実習予定者の配置は、教職課程委員の教員が担当するが、その後の調整は、

センター職員も加わる。センターは、実際の実習予定者の配置については、様々な課題があることを認めている。それは、次の2点に集約できる。まず、名桜大学の教育実習予定者の主な校種と教科は中学校の保健体育と英語である。大学所在の名護市街地には中規模の中学校が複数あるが、受け入れ校のキャパの問題と指導教員がいるのかどうかは鍵となる。母校出身者の受け入れを最優先としている学校の場合、名桜大学の県外出身者の優先順位が下がり、受け入れが困難となり、他校を探す場合もある。近郊での学校との調整が不調な場合、県外生は、母校との調整をすることになる。しかし、県外の学校の実習生受け入れは、ほぼ1年前から決定している場合もあって、実習生の追加が認められず、難航する。また、指導教員が本務でない臨時的任用教員の場合もある。近年の臨時教員は、経験の長い場合もあるので、そのまま教育実習の指導を依頼することもあるが、経験の浅い教員の場合、あらためて他校への配置調整も生じることもある。センター職員は、これらと関わって、次のように述べている。

北部地区の学校の実習配置が不調の場合、学生は、母校に受け入れの連絡を入れて、学校側の受け入れの確認ができたなら大学から依頼文書を発送しています。でも、学校からは、大学の方から先に依頼文書を出して欲しいと要望がありますね。ただ、母校実習に関しては、学生が主体的に受け入れについての調整を先にしていてね、ということ伝えていきますので。本学では、11月にならないと、北部地区の学校の受け入れのキャパが分からないので、そのキャパに入りきれない学生の母校との調整は、やはり、遅れてしまいますし、さっきのような学校からの要望が出てきます。

また、実習生受け入れ校との関連でいえば、交通手段を持たない学生には、近距離の学校に配置するようにしている。県外出身者の中には自家用車を持たず、バイクや自転車を交通手段としている者もいる。こうした学生には、市街地の学校への配置を考えるが、上述したように、学校のキャパの問題で調整が長引くこともある。

## 5. まとめと今後の展望

当初、大学近郊を含む北部地区の学校に母校出身者でもない教育実習生を配置することについて、学校側の理解と協力が得られるのか、正直、懸念があった。というのは、現場教師の実習生指導の負担が生じる中、実習指導の手当が大学から実習校に支給されないという、まさしくボランティアでの指導という性格もあるからである。しかし、本学の実習生の受け入れについては、次第に、学校側の理解と協力を得ることができて運営されている。本学の配置システムへの理解と協力の背景のひとつには、学生の地域の学校におけるボランティア活動が浸透していることが挙げられるだろう。本学では、主に、教職を履修している学生を中心に、毎年2回、学内でボランティア交流集会を開催している。学校でのボランティアを希望する学生とボランティアを受け入れたい学校側が一堂に会して、情報交換を行い、そ

の場でボランティアの「契約」を結び、活動に入るものである。また、大学の予算で、長期休業中の期間に、本島最北端の国頭村や伊是名村（島）、伊平屋村（島）等の離島や山間部の学校や地域で滞在し、ボランティア活動を行っている。恩納村では、村営塾の講師として学生が高校受験生を指導している。学内には、生活困窮世帯の中学生に対する無料塾や名護市街地には小学生を対象とした居場所の運営に学生が主体的に関わっている。これらの学生の地域活動の広がりや厚みが、学校関係者や地域住民に対して、「名桜大学の学生は、日常的に、地域の学校に積極的に関わっている」という理解を生み、そのことが、学校現場においては教育実習を受け入れる素地を形成しているのではないかと思われる。

ところで、筆者は、名桜大学の教職科目を担当しているが、毎年、教職課程を履修し始めた1年次の学生の中から、「高校の先生から、『教育実習は母校で行うことになるだろうから、その時にまた会いましょう』と言われていたけど、母校で実習ができないのが残念です」というコメントを度々受ける。学生の中には、教育実習は母校で行うことが当然であるという認識が定着しているのである。では、実際、大学近郊の学校に教育実習が決定した4年次の実習予定者は大学近郊の学校での実習をどのように考えているのだろうか。実習前の学生は、「大学近郊で実習をすると、沖縄の教育現場の現状を知ることができるし、大学の教員の指導も受けやすくなる」「問題が起こった場合、大学教員が実習校に駆けつけることもできる」と述べつつ、「県外の方で実習をした場合、母校だから、慣れ親しんだ学校なので授業を行うことができるし、将来は母校で教員になる可能性があることを考えると、教育実習の経験を活かしやすい」（Y / 茨城出身）という。別の学生は、「沖縄で先生になろうと考えていない学生にとっては、沖縄の実習の経験がどれだけ、県外で活かせるのか、その辺はわからないです。母校だと、自分が受けた教育を違った視点で見ることができるし、慣れ親しんだ環境のため、勝手に理解しているし。中学や高校の時の先生がまだいれば、相談しやすいというもあります」（H / 鹿児島出身）と述べる。

今後は、実習生はどのような学びを深めたのかを読み解き、本学の配置システムの運用の在り方を検証することが課題として残されている。

## <注及引用文献>

- (1) 土屋基規著『戦後日本教員養成の歴史的研究』風間書房、2017年、461頁。
- (2) 八尾坂修「教職課程認定・実地視察の機能—教員養成の質保証をめざす—」『日本教育経営学会紀要』第55号、2013年、p34～35。
- (3) 2019年7月17日、教職担当者2名から聞き取り。於：第一工業大学（鹿児島県）。なお、同じ鹿児島県内でも、鹿児島国際大学の場合は、母校（園）実習が中心である。同大学は、原則として教育実習は母校（園）で実施し、学校の統廃合等の事情によっては、学生の居住地近郊において実施している。小中高の教育実習生は、毎年100名前後であるため、実習生配置の業務負担は大きい。幼稚園や特別支援の実習校の確保が難しいこと、交通手段を持たない実習生の配置

の難しさ、中学や高校の実習では希望する科目の担当者がいない等の課題がある（2019年7月17日、元教職担当事務から聞き取り。於：鹿児島市）。

- (4) 嘉納英明「母校実習の見直しと教育実習生配置システムの開発に関する研究－沖縄県・名桜大学の事例を中心に－」（『名桜大学紀要』第19号、平成26年、所収）。

本研究は、科学研究費基盤研究（B）「地域連携型による自律的な教職課程の質保証に向けた評価システムの開発（2018年度～2021年度）」（研究代表者：嘉数健吾）の共同研究員として参画し、同研究の成果の一部である。

### <資料>

#### 名桜大学と北部11市町村教育委員会の連携に関する協定書

北部11市町村教育委員会（名護市、本部町、金武町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、宜野座村、伊江村、伊平屋村、伊是名村、以下「甲」という）と名桜大学（以下「乙」という）は、学校教育及び社会教育・生涯学習上の諸課題に関する基礎的・実践的な研究についての連携を行い、その成果を北部11市町村の学校及び地域社会における豊かな人間性を育む教育活動の支援と大学の教育に活用することを目的とした地域協働体制を構築するため、本協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 甲及び乙は、学校教育及び社会教育・生涯学習上の諸課題に関して連携を行い、地域社会の教育活動の活性化及び発展に貢献することを目指すものとする。

第2条（略）

#### （連携内容）

第3条 甲及び乙の連携については、前条の規定に基づき、次に掲げるとおりとする。尚、次の各項に掲げる事項については、実施可能なものから進めていくものとする。

- (1) 教科・領域・外国語活動等における学習支援
- (2) 心の相談や生徒指導上配慮を要する子どもへの支援
- (3) クラブ及び部活動におけるスポーツ活動支援
- (4) 読み聞かせ活動
- (5) 教育環境整備活動
- (6) 特別な支援を要する児童生徒に対する生活・学習支援
- (7) 放課後や自治公民館等における児童生徒への学習支援

(8) 学校における教育実習生の受け入れに関すること

(9) その他、甲、乙及び学校長の協議に基づく支援

第4条～第8条（略）

本協定の証として、本書を2通作成し、甲及び乙双方で署名押印の上、各々一通を保有する。

平成25年 5月16日

甲 名護市教育委員会教育長 座間味法子 印

乙 名桜大学学長 瀬名波榮喜 印

＜資料＞は、名桜大学と名護市の協定書である。名桜大学は、名護市以外の北部10町村教育委員会（本部町、金武町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、宜野座村、伊江村、伊平屋村、伊是名村）とも同一の内容の協定書を調印した。